

## 飯山市公民館及び各地区公民館の使用許可基準（案）

制定 令和7年（2025年）10月1日  
飯山市教育委員会

（趣旨）

第1条 この基準は、飯山市公民館条例（昭和36年飯山市条例第9号。以下「公民館条例」という。）第7条第1項に規定する公民館の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館 公民館条例第2条及び同条例第3条に規定する公民館をいう。
- (2) 団体 団体規約、会則等の定めがある3人以上で構成される組織をいう。
- (3) 使用者 公民館を使用する者をいう。

（使用できるもの）

第3条 公民館を使用できるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体であること。
- (2) 3人以上で公民館を使用すること。
- (3) 団体の構成員及び使用者の1/3以上が飯山市在住、在勤、又は在学者であること。市内に事務所を置く事業所は、この限りではない。
- (4) 第1号から第3号において、発表会、展示会等における観客等については、団体の構成員及び使用者に含めない。
- (5) 第1号から第3号において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校等、行政機関及び行政機関の協力、後援等がある事業を実施する団体はこの限りでない。

（使用許可の基準）

第4条 公民館の使用許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、次に掲げる使用を許可しないものとする。

- (1) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの。
- (2) 酒類の持ち込みや宴会をはじめ、主として飲食を目的とするもの。
- (3) 違法な薬物の持ち込み又は使用するもの。
- (4) 有償又は無償を問わず、講師、指導者等の一部の会員のみが主体となって使用するもの。
- (5) 商品、サービス等の無料説明会、無料体験会等、直接又は間接的に特定の事

業者の営業・営利活動に通じるもの。

- (6) 特定の政党又は政派を支持、宣伝又は反対するもの。
- (7) 特定の宗教又は教派、宗派等を布教及び支持、宣伝又は反対するもの。
- (8) 宗教の教義を広め信者を教化育成すること、又は宗教の儀式行事を行うこと。
- (9) 条例第11条に定める使用料を事前に納入しないもの。ただし、別表備考に規定する使用料については、使用した後に徴収することができる。
- (10) 所定の場所以外で火気の使用をするもの。
- (11) その他公民館の管理運営上支障が生じるおそれがあるもの。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、令和7年（2025年）10月1日から施行する。

## 別表

区分	使用目的	使用許可基準 許 可…○ 不許可…×
政党・政治団体	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議の集会	○
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会	○
	公職選挙法に基づく個人演説会等を除く、選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会	×
宗教団体	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
営利団体	社会貢献活動	○
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○
	社員研修、福利厚生事業	○
	行政機関の協力や後援等がある活動	○
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	×
私塾教室	公開の発表会、展示会の集会	○
	私塾教室の会場	×
特定非営利活動法人	構成員の研修会、講習会の集会又は特定非営利活動法人が開催する催事	○
労働組合・職員組合	組合員の学習会、会議の集会	○
	争議権の認められていない公務員による労働争議の集会	×
市内の学校	短期的な使用	○
	定期的な使用	×